

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付事業 実施状況及び効果検証

| No | 事業名 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業開始年月 | 事業完了年月 | 総事業費(円) | 交付金充当額(円) | 成果目標 | 実施状況 | 効果検証 |
|----|-------------------------------|---|----------|----------|-------------|-------------|---------------------------|--|---|
| 1 | 住民税非課税世帯生活支援特別給付事業【物価高騰対策給付金】 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 11836世帯×70千円 うちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (11836世帯) | R5.12.15 | R6.8.29 | 17,500,000 | 17,500,000 | 対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する | 住民税非課税世帯に1世帯あたり70,000円の給付金を支給した。 ・給付世帯数 11,836世帯(うちR6交付事業分250世帯) | 物価高騰等に直面する住民税非課税世帯に対し支援することができた。 |
| 2 | 生活支援・定額減税調整給付金支給事業 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 1174世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 1128世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 440世帯×100千円、子ども加算 1814人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 25909人 (541450千円) のうちR6計画分 事務費 51459千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 その他として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(2742世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(25909人) | R5.6.20 | R7.5.2 | 716,173,949 | 715,918,000 | 対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する | 住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に1世帯あたり80,000円及び100,000円の給付金を支給した。同世帯内で扶養されている18歳以下の子どもがいる世帯に対しては、子ども一人あたり50,000円を加算して支給した。 また、定額減税を補足する給付金を支給した。 ・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付 1,174世帯(全てR5交付事業分) ・令和6年度非課税化世帯への給付 1,128世帯(全てR6交付事業分) ・令和6年度均等割のみ課税世帯への給付 440世帯(うちR6交付事業分114世帯) ・子ども加算 1,814人(うちR6交付事業分14人) ・調整給付 25,909人 541,450,000円 ・事務費 58,083,205円(うちR6交付事業分49,568,000円) | 物価高騰等に直面する住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、その世帯内で、扶養されている18歳以下の子どもがいる世帯及び定額減税を補足する給付の対象者に対し支援することができた。 |
| 3 | 給付支援サービス事業 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うため、迅速かつ効率的な給付が可能となるような、給付支援サービスを導入する。 ②デジタル庁が構築する給付支援サービスの導入・初期費用 ③給付支援サービスの導入・初期費用 3835千円 ④給付対象者、地方公共団体 | R6.5.21 | R6.11.29 | 3,834,600 | 3,834,600 | 対象世帯に対して令和6年8月頃までに支給を開始する | 調整給付の対象世帯に対して給付金を支給するため、物価高が続く中で調整給付の対象者への給付金の支給のため、迅速かつ効率的な給付が可能となるような、給付支援サービスを導入した。 | 物価高が続く中で調整給付の対象者への給付金の支給を、迅速かつ効率的に行うことができた。 |
| 4 | No.2事業(事務費) | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費 51459千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(2742世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(25909人) | R5.12.15 | R7.5.7 | 625,000 | 625,000 | 対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する | 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付の事務費を支出した。 | 物価高騰等に直面する住民税均等割のみ課税世帯に対し支援することができた。 |
| 5 | 住民税非課税世帯生活支援特別給付金 | ①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 13000世帯×30千円、子ども加算 2200人×20千円のうちR6計画分 事務費 35000千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(13000世帯) | R7.1.14 | R8.2.6 | 458,484,974 | 458,484,974 | 対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する | 住民税非課税世帯に対し1世帯あたり30,000円の給付金を支給した。同世帯内で扶養されている18歳以下の子どもがいる世帯に対しては、子ども一人あたり20,000円を加算して支給した。 また、定額減税を補足する給付金(うち不足額給付)を支給した。 ・令和6年度住民税非課税世帯への給付 11,115世帯 ・子ども加算 1,350人 ・不足額給付 22,734人 485,080,000円(うちR6交付事業分73,550,000円) ・事務費 40,544,974円(うちR6交付事業分24,484,974円) | 物価高騰等に直面する住民税非課税世帯、その世帯内で、扶養されている18歳以下の子どもがいる世帯及び定額減税を補足する給付(うち不足額給付)の対象者に対し支援することができた。 |

| No | 事業名 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業開始年月 | 事業完了年月 | 総事業費(円) | 交付金充当額(円) | 成果目標 | 実施状況 | 効果検証 |
|----|------------------------------|---|--------|---------|-------------|-------------|---|---|----------------------------|
| 6 | 水道事業会計、下水道事業会計繰出 (8～11月分) | ①基本料金の減免を行うことでコロナ禍及び原油価格・物価高騰の状況における住民生活及び事業所を支援する。 ②水道事業会計及び下水道事業会計に繰り出し、水道料金及び下水道使用料の減免に係る費用 ③公的施設等を除く全世帯・全事業所における水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免する。 減免期間:4か月分 水道料金減免事業補助金 179,061千円 下水道使用料減免事業補助金 123,739千円 一般財源 299,800千円 ④公的施設等を除く全世帯・全事業所 | R6.8.1 | R7.3.26 | 279,646,712 | 6,900,000 | 公共施設を除く約57,000世帯、事業所を対象に水道料金基本料金(口径に応じて1ヶ月あたり960円～10,000円)及び下水道使用料基本料金(1ヶ月あたり960円※公衆浴場は680円)を減免し、コロナ禍及び原油価格・物価高騰の状況における住民生活を支援する。 | 公共施設を除く約58,000世帯、事業所を対象に水道料金基本料金及び下水道使用料基本料金を減免した。 【水道料金基本料金】口径に応じて1ヶ月あたり960円～10,000円を減免した。 【下水道使用料基本料金】1ヶ月あたり960円(公衆浴場は680円)を減免した。 | 原油価格・物価高騰の状況における住民生活を支援する。 |
| 7 | 水道事業会計、下水道事業会計繰出 (2・3月分) | ①基本料金の減免を行うことでコロナ禍及び原油価格・物価高騰の状況における住民生活及び事業所を支援する。 ②水道事業会計及び下水道事業会計に繰り出し、水道料金及び下水道使用料の減免に係る費用 ③公的施設等を除く全世帯・全事業所における水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免する。 減免期間:2か月分 水道料金減免事業補助金 89,861千円 下水道使用料減免事業補助金 62,139千円 一般財源 12,000千円 ④公的施設等を除く全世帯・全事業所 | R7.2.1 | R7.4.28 | 141,703,375 | 136,100,000 | 公共施設を除く約57,000世帯、事業所を対象に水道料金基本料金(口径に応じて1ヶ月あたり960円～10,000円)及び下水道使用料基本料金(1ヶ月あたり960円※公衆浴場は680円)を減免し、コロナ禍及び原油価格・物価高騰の状況における住民生活を支援する。 | 公共施設を除く約58,000世帯、事業所を対象に水道料金基本料金及び下水道使用料基本料金を減免した。 【水道料金基本料金】口径に応じて1ヶ月あたり960円～10,000円を減免した。 【下水道使用料基本料金】1ヶ月あたり960円(公衆浴場は680円)を減免した。 | 原油価格・物価高騰の状況における住民生活を支援する。 |